

平成 23 年 3 月 16 日
【照会先】
大臣官房総務課情報公開文書室
室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平(内線 7321)
(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 3 月 4 日から平成 23 年 3 月 10 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等) 本省受付分 (11/3/16)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成23年3月4日～3月10日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	97	0	0	0	97
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	13	0	0	0	13
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	110	0	0	0	110

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	110

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成23年3月4日～3月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	97件	0件	0件	0件	97件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	97件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・平成23年度の子ども手当の取扱いに関する照会等。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	高橋和久(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成23年3月4日～3月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	0件	0件	13件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	13件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	地方公共団体のご担当者より、特別養護老人ホームに併設されているデイサービスセンターについて、介護職員や看護職員をショートステイと同様に特別養護老人ホームの職員と兼務させても良いかとの照会を受けました。		「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第6条において、特別養護老人ホームの職員は専ら当該施設の職務に従事する者でなければならないこと、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでないことが規定されているが、入所者の処遇に支障がない場合で兼務できる場合も、介護職員及び看護職員については、デイサービスセンターとの併設の場合は含まれないため、デイサービスセンターの介護職員及び看護職員との兼務は認められない旨回答を行いました。
2	介護老人保健施設の退所時情報提供加算は、当初は居宅に帰る予定であった入所者が、急遽病院に入院した場合も算定可能かとのご質問をいただきました。		算定できない旨説明しました。
3	介護老人保健施設の退所時情報提供加算は、退所後の主治医と入所者の面識がなくても算定可能かとのご質問をいただきました。		介護老人保健施設が、退所後の主治医に対して入所者の診療状況を示す文書の情報提供を要件として、算定可能である旨説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。